

# 就学援助のお知らせ（令和6年度申請用）

（大事なお知らせですので捨てずに保管しておいてください）

熊本市教育委員会では、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、熊本市就学援助規則に基づく援助を行っています。

- 就学援助（準要保護）とは  
経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助するものです。
- 就学援助（準要保護）の対象者  
熊本市に住所を有し、熊本市教育委員会が定める基準に該当する児童生徒の保護者等
- 対象条件  
(1) 生活保護の廃止又は停止の方（必要書類：保護廃止決定通知書）  
(2) 市町村民税の非課税の方（必要書類：原則不要、課税状況が確認できない場合は個人番号届出書）  
(3) 国民年金掛金免除の方（必要書類：国民年金保険料免除申請通知書（1/4免除を除く））  
(4) 児童扶養手当の支給を受けている方（児童扶養手当証書）  
(5) 上記には該当しないが、経済的に困っており同一生計の家族全体の所得が基準額以下の方  
（必要書類：源泉徴収票、確定申告書又は市県民税申告書等の写し）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
所得基準額	206万円	244万円	288万円	326万円	365万円	405万円	453万円	501万円	549万円
給与収入額 （目安）	320万円	372万円	427万円	475万円	523万円	573万円	633万円	690万円	743万円

10人を超える場合は、1人増すごとに所得基準額に48万円を加算します。

※上記の所得基準額、給与収入額は変更となる可能性があります。

## 4 申請期間等

令和6年度（2024年度）の申請は、令和6年（2024年）2月上旬頃から、児童及び生徒が在籍する小中学校で受け付けます。なお、市外からの転入、特別な事情等により経済状態が悪化した場合等による申請については、随時受け付けます。

同じ学校に通う兄弟姉妹分は一枚の申請書で済むようになりましたので、新入学児童生徒学用品費の入学前支給時に兄弟姉妹分を一緒に申請した方以外は、学校の指定する締め切りまでに申請してください。もし、兄弟姉妹で申請漏れがありましたら、改めて申請してください。ただし、認定日の遡りはできませんのでご注意ください。

## 5 就学援助（準要保護）の費目と支給額【令和6年度（2024年度）】については裏面をご覧ください。

## 6 注意事項（よくお読みください。）

- 前年度に就学援助（準要保護）を受けた方が、引き続き受給を希望する場合も、新たに申請が必要です。
- 生活保護（教育扶助）を受給している場合、申請書を提出していただく必要はありません。
- 申請書を提出いただいても、期限までに必要な添付書類の提出がない場合、認定日が遅れたり、認定できない場合があります。
- 審査結果については、学校を通じてお知らせします。なお、指導課にお問い合わせいただいても、本人確認がとれないためお答えできません。

# 就学援助（準要保護）の費目と支給額

【令和6年度（2024年度）】

※援助の種類及び支給額については変更になる場合があります。

援助の種類	支給額		支給時期 (若干ずれることがあります)
	小学校	中学校	
学用品費等 (年額)	1年 13,230円	1年 25,040円	前期分(4月～9月) ※年額の半額 6月下旬～7月上旬
	2～6年 15,500円	2、3年 27,310円	後期分(10月～3月) ※年額の半額 11月上旬～11月中旬
新入学児童生徒 学用品費	1年 54,060円 <u>入学式までの認定者のみ</u>	1年 63,000円 <u>入学式までの認定者のみ</u>	第一期 2月上旬 第二期 3月上旬 上記以外 6月下旬
修学旅行費	実費	認定日以降に参加した修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	
通学費	実費	認定日以降の児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあっては4km以上、生徒にあっては6km以上の者（校区外通学を行っている者を除く）について、その者が通学に利用する公共交通機関の旅客運賃。特別支援学級に在籍する児童又は生徒に係る通学費については、通学距離を問わない。）	
医療費	実費	認定日以降の診療に係る、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病（欄外※4を参照）の治療のための医療に要する経費	
学校給食費	実費	認定日以降で、保護者負担となる学校給食に要する経費	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費	認定日以降に参加した校外活動に直接必要な宿泊費、賃借費、交通費及び見学料	

※1 上記の金額については、認定日が4月1日である場合のもの。認定日が4月2日以降である場合、学用品費等の支給額については、認定日以降の期間に応じて計算されます。

※2 新入学児童生徒学用品費の申請時期については、入学予定又は在籍校を通じてご案内いたします。（市政だよりや市ホームページでもご案内します。）

※3 援助の種類の中で一部のみの支給を希望する場合は、就学援助特定費目申請書を提出してください。（ホームページから市ダウンロードするか、学校でお受け取りください。）

※4 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病

- ①トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性結膜炎を除く） ②白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）及び膿疱疹（のうかしん）  
③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤う歯（虫歯） ⑥寄生虫病（虫卵保有を含む）

※5 5月1日までに認定された場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金が免除されます。  
（ただし、熊本大学教育学部附属小中学校、熊本県立中学校は除く）

※6 実費とは実際にかかった費用のことで、修学旅行で例えると交通費やホテル代のほか見学料などが該当します。

不明な点がある場合、学校又は熊本市教育委員会 指導課（096-328-2716）にお尋ねください。